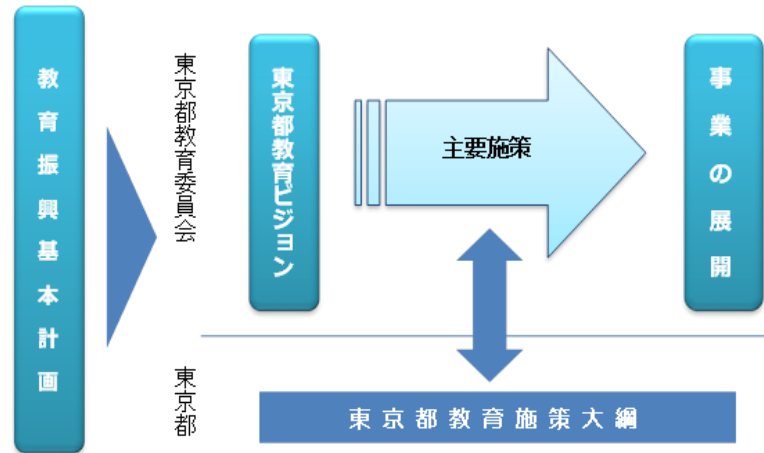


「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」の骨子について

1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 「東京都教育ビジョン(第4次)」(教育基本法第17条)は、国が定めた「第3期教育振興基本計画」を参酌し、東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針
計画期間：平成31（2019）年度～平成35（2023）年度
- 東京都知事が定めた「東京都教育施策大綱」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条)と基本的な方針を共有し、より実行力ある施策展開へ



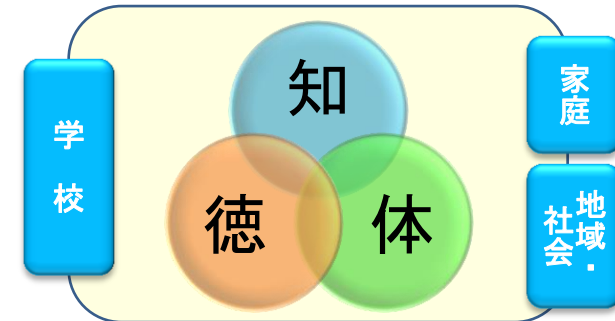
2 策定の社会的背景

- 情報技術の急速な発展
AIなどICT技術の発展により、日々、様々な新しいサービスが創造されている。
- 超高齢社会の到来
東京都では高齢化が加速し、数年後には約4人に1人が高齢者となる。
- 国際化の進展
東京に在住する外国人や、東京を訪れる外国人は増加傾向にある。
- 就業・就労状況の変化
東京都における失業率は減少傾向にあるものの、離職する若者は多い。
- 経済・産業の変化
日本の製造業の業績は回復傾向にあるものの、国際競争力は低下している。

3 次代を担う子供の姿

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく

- 全ての子供たちの「知」「徳」「体」をバランス良く育むことが必要
 - ・ 基礎的・基本的な力を確実に身に付ける教育
 - ・ 社会を牽引する専門的な力を育む教育
 - ・ 自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育む教育
- 学校と家庭、地域・社会が連携・協力して、子供たちを育てていくことが必要



4 「東京都教育ビジョン(第4次)」の特徴

- 12の「基本的な方針」を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革等を新たに位置付けた。
- 30の「今後5か年の施策展開の方向性」を設定し、今後の事務事業の推進につながる「主な施策展開」を示した。

今後5年間の施策展開の方向性を示した“羅針盤”

5 「東京都教育ビジョン(第4次)」の体系

基本的な方針		今後5か年の施策展開の方向性
子供の「知」「徳」「体」を育み、 社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。 ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進する。 ④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進する。 ⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進する。
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進する。 ⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進する。 ⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進する。
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実する。 ⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実する。 ⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築する。
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実する。 ⑬ 生命を大切にすると心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実する。 ⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進する。
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進する。 ⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進する。 ⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進する。
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	⑱ 東京2020大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進する。
携・学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成する。 ⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進する。 ㉑ 質の高い教育を支えるための環境を整備する。
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	㉒ 優れた教員志望者を養成・確保する。 ㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図る。 ㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成する。
	10 教育の質を向上する「働き方改革」	㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備する。 ㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築する。
	11 質の高い教育を支える環境の整備	㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図る。 ㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備する。
	12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進する。 ㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進する。

6 策定のスケジュール

11月

12月

1月

2月

3月

4月

検討委員会(有識者、学校関係者等)において協議

1月31日
教育委員会で骨子を報告

パブリックコメント
(30日間)

最終案の検討

3月末
教育委員会で付議
(策定・公表)

施策の展開